

### 第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画 代用計画

#### 1. 令和7年度以降の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量
就学前児童数	0歳児		2,917		2,871		2,837		2,804		2,769
	1歳児		2,992		2,967		2,920		2,886		2,852
	2歳児		3,105		2,976		2,951		2,904		2,870
	合計		9,014		8,814		8,708		8,594		8,491
対象児童数	0歳児		904		892		881		870		859
	1歳児		1,343		1,335		1,321		1,303		1,284
	2歳児		1,313		1,255		1,248		1,235		1,218
	合計		3,560		3,482		3,450		3,408		3,361
利用率	0歳児		0.04204		0.06502		0.08627		0.10575		0.12573
	1歳児		0.04542		0.06966		0.09160		0.11358		0.13474
	2歳児		0.07007		0.11155		0.14583		0.17895		0.21264
	-		-		-		-		-		-
（利用者数）	0歳児		38		58		76		92		108
	1歳児		61		93		121		148		173
	2歳児		92		140		182		221		259
	合計		191		291		379		461		540
必要受入時間数	0歳児		380		580		760		920		1,080
	1歳児		610		930		1,210		1,480		1,730
	2歳児		920		1,400		1,820		2,210		2,590
	合計		1,910		2,910		3,790		4,610		5,400
（必要供給定員数）	0歳児	3	3	4	5	5	5	6	5	7	5
	1歳児	4	5	6	7	7	7	9	7	10	7
	2歳児	6	31	8	33	11	33	13	33	15	33
	合計	13	39	18	45	23	45	28	45	32	45

#### 2. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行については、本市では満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるこどもを対象としており、国制度より対象者を拡大しているため引き続き円滑な移行を推進していきます。また、乳児等通園支援事業数については、必要時間数に応じて確保していきます。

#### 3. 特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月31日東大阪市条例第1号）第23条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めます。併せて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。